

# 理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、所沢都市計画道路(埼玉県決定)の変更についての理由を示したものです。

## I. 所沢都市計画区域の位置等

所沢都市計画区域は、都心から約30km圏、埼玉県の南西部に位置しています。  
また、所沢都市計画区域に含まれる土地の区域は、所沢市の行政区域の全域です。

### 【3・3・2号 東京狭山線】

本路線は、所沢市大字下安松字下川原を起点とし、所沢市大字下富字武野に至る延長約7,750m、幅員約25mの幹線街路です。

### 【3・3・3号 宮本柳瀬線】

本路線は、所沢市宮本町1丁目を起点とし、所沢市大字坂之下字若水に至る延長約8,400m、幅員約25mの幹線街路です。

## II. 変更の理由

近年の県道の開通、有料道路の無料化等により、周辺道路の交通事情が変化したことから、3・3・2号東京狭山線及び3・3・3号宮本柳瀬線の交通量が増大し、両路線の交差点において慢性的に渋滞が発生しています。

このため、当該交差点における交通の円滑化を図るため、両路線の交差構造を立体交差に変更し、3・3・2号東京狭山線の一部区間の区域を変更するものです。併せて、両路線の車線数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・2号東京狭山線	約7,750m	4車線 (-)	25m	・一部区域の変更 ・交差構造の変更 ・車線数の決定
3・3・3号宮本柳瀬線	約8,400m	4車線 (-)	25m	・交差構造の変更 ・車線数の決定

括弧内は変更前を示す。

## IV. 関連する都市計画

なし